

## 二) 健康管理に関する規程

1. 健康診断は、毎学年4月に行うので受けること。
2. 検査項目は、身長、体重、座高、エックス線検査、内科検診とする。
3. その他、必要に応じ臨時に行う場合はその都度連絡する。

この規程は平成21年4月1日から施行する。

## 8. 諸届出様式

休 学 願			
			平成 年 月 日
長崎医療技術専門学校長 様			
学科 年 氏名			印
保護者または保証人氏名			印
下記により休学したいので、許可くださるようお願いします。			
記			
1 休学の理由			
2 休学期間			
平成 年 月 日から			
平成 年 月 日まで			
(病気の場合は、医師の診断書を添えること。)			

復 学 願			
			平成 年 月 日
長崎医療技術専門学校長 様			
学科 年 氏名			印
保護者または保証人氏名			印
休学中のところ、下記により復学したいので、許可くださるようお願いします。			
記			
1 復学の理由			
2 復学期日			
平成 年 月 日			
(病気による休学の場合は、復学に支障のない旨、医師の診断書を添付すること。)			

退 学 願

平成 年 月 日

長崎医療技術専門学校長 様

学科 年 氏名 印

保護者または保証人氏名 印

下記により退学したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

1 退学の理由

2 退学期日

平成 年 月 日

欠 席 ・ 欠 課 ・ 遅 刻 ・ 早 退 届

平成 年 月 日

長崎医療技術専門学校長 様

学科 年 番氏名 印

下記のとおり、お届けします。

記

1 平成 年 月 日 ( 曜日)

時限	授業科目	該当のものに○をする	
1		欠席	欠課・遅刻・早退
2			欠課・遅刻・早退
3			欠課・遅刻・早退
4			欠課・遅刻・早退

2 理由

担任 印

再試験願

平成 年 月 日

長崎医療技術専門学校長 様

理学療法 ・ 作業療法

学科 年 出席番号

氏名 ⑩

下記のとおり追試験・再試験を受けたいので、お願いいたします。

記

No.	受験科目	担当 教員名	No.	受験科目	担当 教員名
1			6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

追試験願

平成 年 月 日

長崎医療技術専門学校長 様

理学療法 ・ 作業療法

学科 年 出席番号

氏名 ⑩

下記のとおり追試験・再試験を受けたいので、お願いいたします。

記

No.	受験科目	担当 教員名	No.	受験科目	担当 教員名
1			6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

(追試験の場合は、診断書等の公的証明書を添付すること)

身 上 異 動 届

平成 年 月 日

長崎医療技術専門学校長 様

学科 年 氏名 印

保護者または保証人氏名 印

下記のとおり一身上に異動がありましたので、お届けします。

記

1 異動の内容 ( )

旧

新

2 異動期日

平成 年 月 日

(戸籍上の異動の場合は、戸籍抄本を添付すること)

集 会、行 事 許 可 願

平成 年 月 日

長崎医療技術専門学校長 様

学科 年 氏名 印

下記のとおり、集会、行事を行いたいので、許可くださるようお願いいたします。

記

1 日時 平成 年 月 日 時 分

2 目的

3 主催者

4 場所

5 使用施設、設備

団 体 結 成 願

平成 年 月 日

長崎医療技術専門学校長 様

責任者 1 : 学科 年 氏名 印

責任者 2 : 学科 年 氏名 印

下記のとおり学生団体を結成したいので許可くださるようお願いします。

記

- 1 団体の名称
- 2 目的
- 3 組織
- 4 結成期日 平成 年 月 日
- 5 使用室
- 6 指導教員 印
- 7 団体規約 (別添)
- 8 会員名簿 (別添)

施 設 使 用 願

平成 年 月 日

長崎医療技術専門学校長 様

代表責任者 学科 年 氏名 印

下記のとおり、施設を使用したいので許可くださるようお願いします。

記

- 1 目的
- 2 場所 (使用室名)
- 3 使用日時 平成 年 月 日 曜日  
時 分から 時 分まで
- 4 使用人数

アルバイト許可願

平成 年 月 日

長崎医療技術専門学校長 様

学科 学年 番 氏名 印  
保護者氏名 印

下記のとおりアルバイトをしたいので、許可くださるようお願いいたします。  
なお、成績不良と認められた場合は、速やかにアルバイトを中止し学業に専念します。

記

1. アルバイトの理由：
2. アルバイト先の名称：
3. アルバイト先の住所：  
(連絡先 TEL： )
4. 仕事の内容：
5. アルバイトの期間：  
 ・期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日  
 ・頻度 回/週 (月 火 水 木 金 土 日 祝)  
 ・時間 時から 時まで 時間
6. 奨学金の有無： 無・有 ( 円/月)

証明書交付願

平成 年 月 日

長崎医療技術専門学校長 様

学科 年 学籍番号 氏名 印  
生年月日 昭和・平成 年 月 日

下記のとおり交付して下さるようお願いいたします。

記

- 1 証明書の種類と部数
 

・在学証明書 通	・通学証明書 通
・成績証明書 通	・学生運賃割引証 通
・卒業見込証明書 通	・卒業証明書 通
・推薦(調)書 通	・身分証明書 枚

(2.5×3cmの写真1枚添える)

2 提出先

3 用途

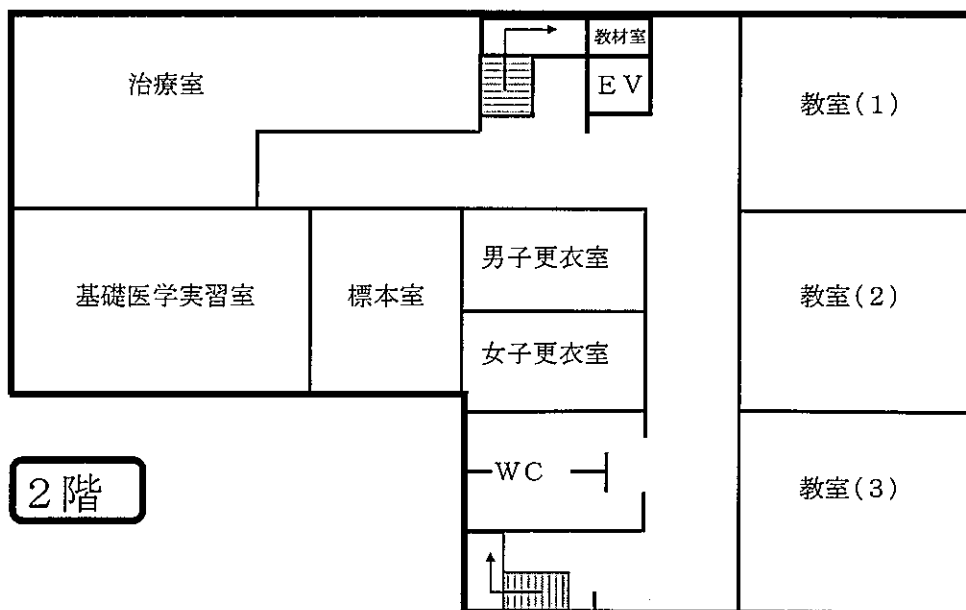
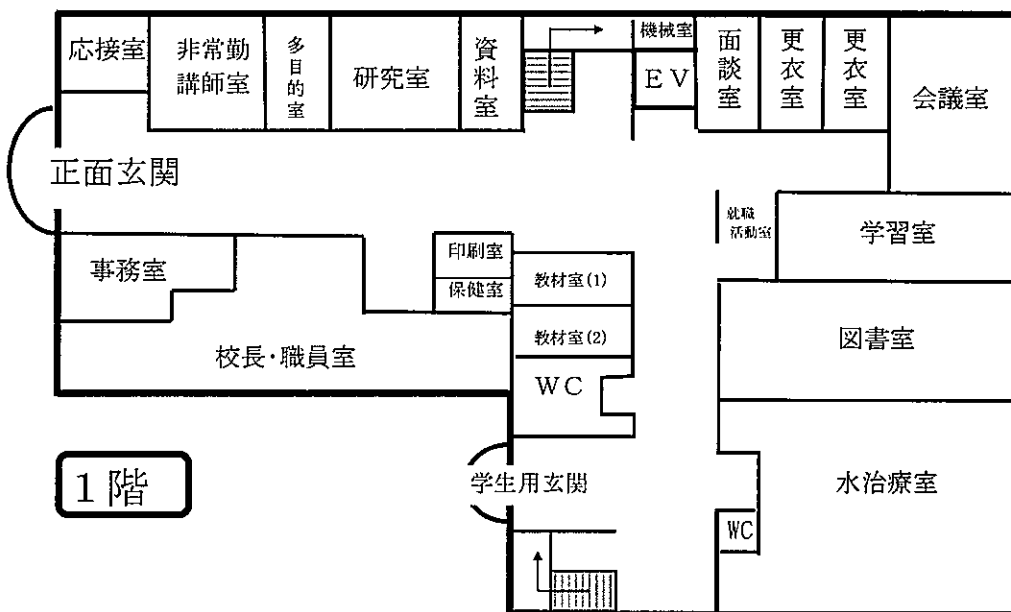
4 通学証明書の場合の記載事項

現住所： TEL

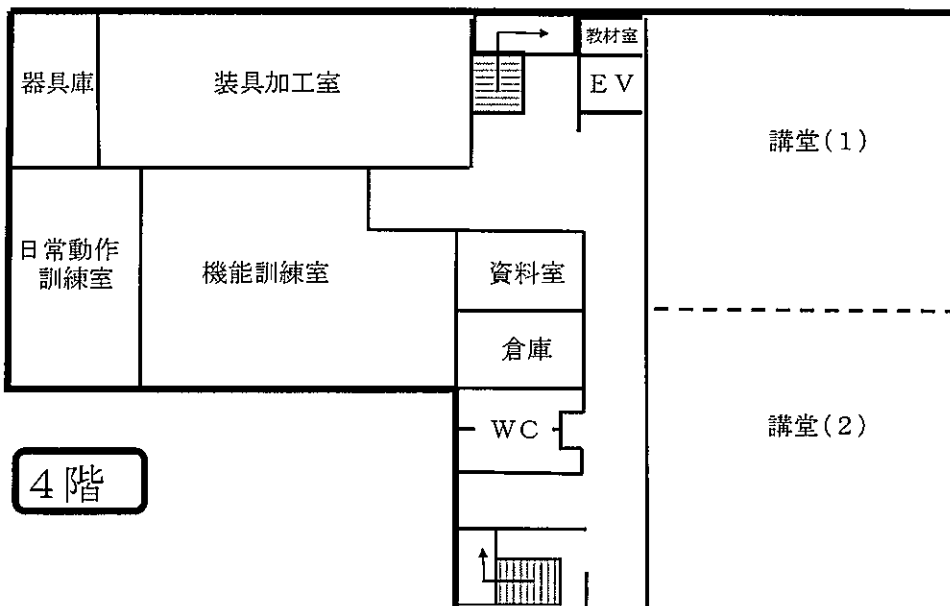
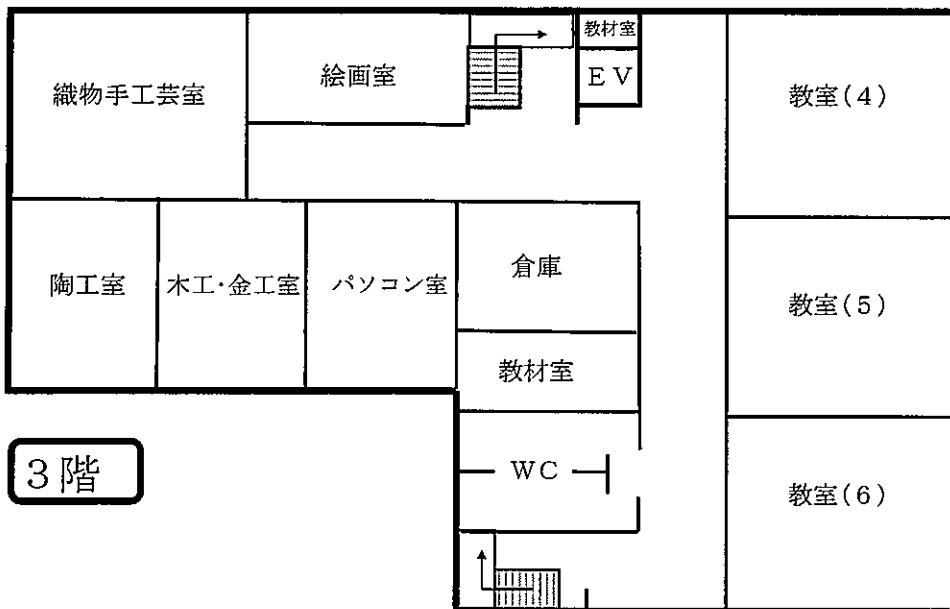
交通機関名	区間 (自宅近くから書くこと)
	— 経由—
	— 経由—
	— 経由—
通用期間	平成 年 月 日から 1・3・6 カ月

事務使用欄：発行番号 発行年月日 平成 年 月 日

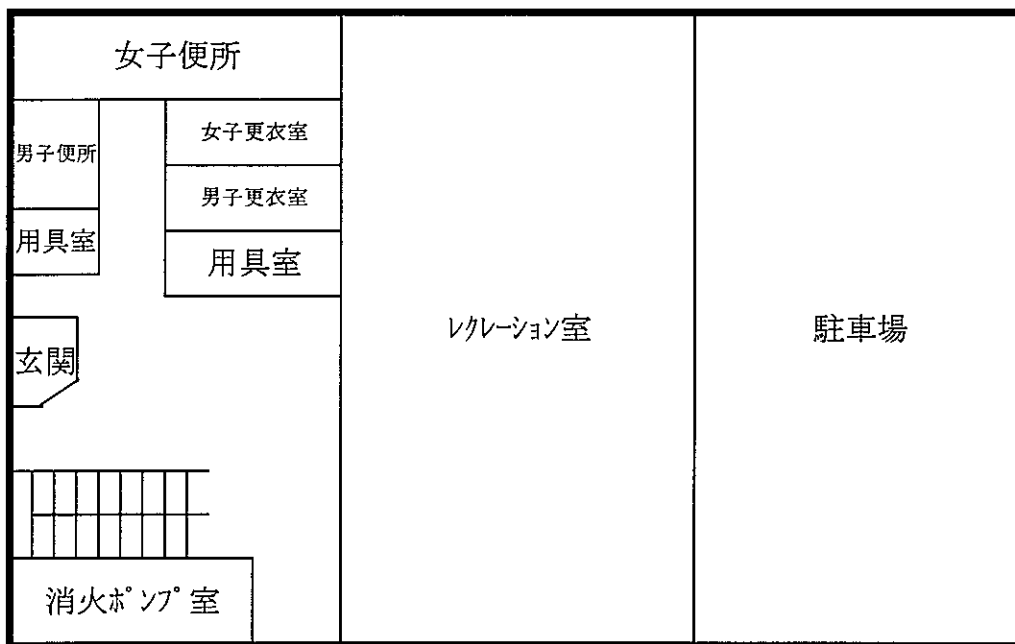
## 9. 校舎平面図



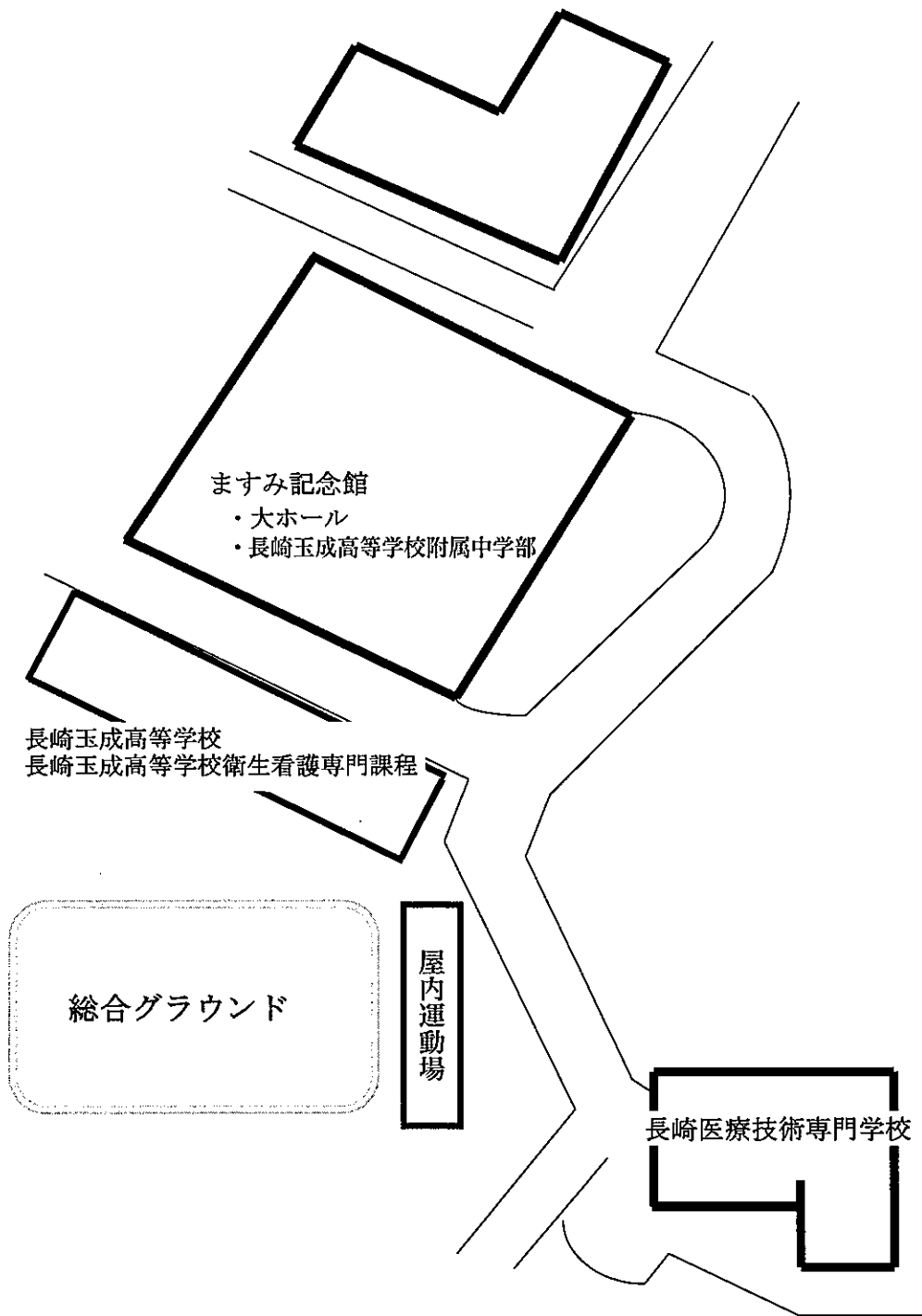




屋内運動場平面図



1階



## 10. 教職員一覧

職名	氏名	勤務先	担当科目
校長	分部 哲秋	長崎医療技術専門学校	解剖学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
副校長	韋 傳春	長崎医療技術専門学校	理学療法専門科目
教員	賀村 肇	長崎医療技術専門学校	理学療法専門科目
教員	岩永 隆之	長崎医療技術専門学校	理学療法専門科目
教員	杉町 尚美	長崎医療技術専門学校	理学療法専門科目
教員	林 勇一郎	長崎医療技術専門学校	理学療法専門科目
教員	山内 満	長崎医療技術専門学校	理学療法専門科目
教員	牧山 美穂	長崎医療技術専門学校	作業療法専門科目
教員	荒木 一博	長崎医療技術専門学校	作業療法専門科目
教員	早野 和之	長崎医療技術専門学校	作業療法専門科目
教員	福島 浩満	長崎医療技術専門学校	作業療法専門科目
教員	中村 聡美	長崎医療技術専門学校	作業療法専門科目
教員	久毛 希	長崎医療技術専門学校	作業療法専門科目
非常勤講師	大徳 朋子	わたなベクリニック	心理学、臨床心理学
非常勤講師	福崎 龍馬	弁護士法人ふくざき法律事務所	法学
非常勤講師	岩永 浩		物理学
非常勤講師	小路 武彦	長崎大学生命医科学域	医学英語
非常勤講師	岩下 真澄	活水女子大学	文章表現法
非常勤講師	弦本 敏行	長崎大学生命医科学域	解剖学Ⅲ
非常勤講師	岡本 圭史	長崎大学生命医科学域	解剖学Ⅲ
非常勤講師	佐伯 和信	長崎大学生命医科学域	解剖学Ⅱ・Ⅲ
非常勤講師	松本 逸郎		生理学Ⅰ・Ⅲ
非常勤講師	土居 裕和	長崎大学生命医科学域	生理学Ⅱ
非常勤講師	片瀬 直樹	長崎大学生命医科学域	病理学概論
非常勤講師	土田 玲子	なごみの杜	人間発達学

職名	氏名	勤務先	担当科目
非常勤講師	井手 政利	井手内科クリニック	内科学Ⅰ・Ⅱ
非常勤講師	岩永 正子	長崎大学生命医科学域	内科学Ⅰ・Ⅱ
非常勤講師	衛藤 正雄	済生会長崎病院	整形外科Ⅰ・Ⅱ
非常勤講師	佐藤 聡	長崎北病院	神経内科学Ⅰ・Ⅱ
非常勤講師	瀬戸 牧子	長崎北病院	神経内科学Ⅰ・Ⅱ
非常勤講師	富田 逸郎	長崎北病院	神経内科学Ⅰ・Ⅱ
非常勤講師	佐藤 秀代	長崎北病院	神経内科学Ⅰ・Ⅱ
非常勤講師	一瀬 克浩	長崎北病院	神経内科学Ⅰ・Ⅱ
非常勤講師	福島 直美	長崎北病院	神経内科学Ⅰ・Ⅱ
非常勤講師	馬場輝實子	活水女子大学	小児科学
非常勤講師	小柳 憲司	長崎県立こども医療福祉センター	小児科学
非常勤講師	北原 隆志	長崎大学病院	老年医学（薬科）
非常勤講師	根井悠里江	長崎大学病院	老年医学（皮膚科）
非常勤講師	中西 裕美	長崎大学病院	老年医学（泌尿器科）
非常勤講師	陶山 一彦	長崎みなとメディカルセンター	脳神経外科学
非常勤講師	宮川 尚孝	宮川外科医院	救急医学
非常勤講師	西田 暁史	長崎大学病院	放射線医学
非常勤講師	勝矢 圭一	LIFE・DESIGN 株式会社	社会福祉論
非常勤講師	鋤崎 利貴	長崎大学病院	内部疾患運動療学
非常勤講師	浦川 純二	長崎県島原病院	小児疾患運動療法
非常勤講師	能 由美	mottoassist	スポーツリハビリテーション
非常勤講師	久保 結花		発達障害治療学
非常勤講師	浦川由紀子	みさかえの園総合発達医療福祉センター むつみの家	発達障害治療学
校 医	城野 恵理	ひぐち医院	

## 11. 学校関係法規

教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日 法律第 120 号）

### 目次

#### 前文

第 1 章 教育の目的及び理念（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 教育の実施に関する基本（第 5 条－第 15 条）

第 3 章 教育行政（第 16 条・第 17 条）

第 4 章 法令の制定（第 18 条）

#### 附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

### 第 1 章 教育の目的及び理念

#### （教育の目的）

第 1 条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### （教育の目標）

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規則を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。



### (宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

## 第3章 教育行政

### (教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

### (教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 第4章 法令の制定

### (法令の制定)

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

## 第 11 章 専修学校

第124条 第 1 条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が 1 年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時 40 人以上であること。

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- ② 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。
- ③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- ④ 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第126条 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

- ② 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

－省略－

### 〔大学への編入学〕

第132条 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

## 第1章 総則

### （この法律の目的）

第1条 この法律は、理学療法士及び作業療法士の資格を定めるとともに、その業務が、適正に運用させるように規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。

3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。

4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

## 第2章 免許

### （免許）

第3条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

### （欠格条項）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

(2) 前号に該当する者を除くほか、理学療法士又は作業療法士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

(3) 心身の障害により理学療法士又は作業療法士の業務を適正に行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(4) 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

(理学療法士名簿及び作業療法士名簿)

第5条 厚生労働省に理学療法士名簿及び作業療法士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第6条 免許は、理学療法士名簿及び作業療法士名簿に登録することによって行なう。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、理学療法士免許証又は作業療法士免許証を交付する。

(意見の聴取)

第6条の2 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第4条第3号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(免許の取消し等)

第7条 理学療法士又は作業療法士が、第4条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、理学療法士又は作業療法士について前項の処分が行なわれる必要があると認められるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

3 第1項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第6条の規定を準用する。

4 厚生労働大臣は、第1項又は前項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ医道審議会の意見を聴かななければならない。

(政令への委任)

第8条 この章に規定するもののほか、免許の申請、理学療法士名簿及び作業療法士名簿の登録、訂正及び削除並びに免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第3章 試験

(試験の目的)

第9条 理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験は、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能について行なう。

(試験の実施)

第10条 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験は、毎年少なくとも1回、厚生労働大臣が行なう。

(理学療法士国家試験の受験資格)

第11条 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、3年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、2年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの
- 三 外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(作業療法士国家試験の受験資格)

第12条 作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、3年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、2年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの
- 三 外国の作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(医道審議会への諮問)

第12条の2 厚生労働大臣は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第11条第1号若しくは第2号又は前条第1号若しくは第2号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

(不正行為の禁止)

第13条 理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けることを許さないことができる。

(政令及び厚生労働省令への委任)

第14条 この章に規定するもののほか、第11条第1号及び第2号の学校又は理学療法士養成施設の指定並びに第12条第1号及び第2号の学校又は作業療法士養成施設の指定に関し必要な事項は政令で、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の科目、受験手続、受験手数料その他試験に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

## 第4章 業務

(業務)

第15条 理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができる。

2 理学療法士が、病院若しくは診療所において、又は医師の具体的な指示を受けて、理学療法として行なうマッサージについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定は、適用しない。

3 前2項の規定は、第7条第1項の規定により理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(秘密を守る義務)

第16条 理学療法士又は作業療法士は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。理学療法士又は作業療法士でなくなった後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第17条 理学療法士でない者は、理学療法士という名称又は機能療法士その他理学療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

2 作業療法士でない者は、作業療法士という名称又は職能療法士その他作業療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

(権限の委任)

第17条の2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

## 第5章 理学療法士作業療法士試験委員

(理学療法士作業療法士試験委員)

第18条 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に理学療法士作業療法士試験委員を置く。

2 理学療法士作業療法士試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第19条 理学療法士作業療法士試験委員その他理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たって厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

## 第6章 罰則

第20条 前条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第21条 第16条の規定に違反した者は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第7条第1項の規定による理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、理学療法士又は作業療法士の名称を使用したもの

二 第17条の規定に違反した者

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日〔昭和40.6.29〕から起算して60日を経過した日から施行する。ただし、第5章の規定は公布の日から、第10条の規定は昭和41年1月1日から施行する。

(免許の特例)

2 厚生労働大臣は、外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者又は作業療法士の免許に相当する免許を受けた者であって、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を有すると認定したものに対しては、第3条の規定にかかわらず、当分の間、理学療法士又は作業療法士の免許を与えることができる。この場合における第6条第1項の規定の適用については、同項中「理学療法士又は作業療法士国家試験に合格した者の申請により」とあるのは、「外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者又は作業療法士の免許に相当する免許を受けた者であって、理学療法士又は作業療法士

として必要な知識及び技能を有すると厚生労働大臣が認定したものの申請により」とする。

(受験資格の特例) -省略-